

令和8年3月釜石市議会定例会

議 案 書

令和8年2月20日

釜 石 市

目 次

議案第2号	令和7年度釜石市一般会計補正予算(第8号)の専決処分に関し承認を求めることについて	別冊
議案第3号	釜石市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例	7
議案第4号	釜石市室内の遊び場条例	17
議案第5号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	20
議案第6号	釜石市部等設置条例等の一部を改正する条例	22
議案第7号	釜石市行政手続条例の一部を改正する条例	24
議案第8号	釜石市手数料条例の一部を改正する条例	27
議案第9号	釜石市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	29
議案第10号	地方卸売市場釜石市魚市場条例の一部を改正する条例	32
議案第11号	釜石市建築物駐車施設条例の一部を改正する条例	33
議案第12号	釜石市改良住宅管理条例の一部を改正する条例	42
議案第13号	釜石市営住宅条例の一部を改正する条例	43
議案第14号	釜石市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	45
議案第15号	釜石市水道事業給水条例の一部を改正する条例	46
議案第16号	釜石市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例	48
議案第17号	釜石市少年補導施設に関する条例を廃止する条例	49
議案第18号	令和7年度釜石市一般会計補正予算(第9号)	別冊
議案第19号	令和7年度釜石市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	別冊
議案第20号	令和8年度釜石市一般会計予算	別冊
議案第21号	令和8年度釜石市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
議案第22号	令和8年度釜石市後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
議案第23号	令和8年度釜石市介護保険事業特別会計予算	別冊
議案第24号	令和8年度釜石市魚市場事業特別会計予算	別冊
議案第25号	令和8年度釜石市水道事業会計予算	別冊
議案第26号	令和8年度釜石市公共下水道事業会計予算	別冊
議案第27号	令和8年度釜石市漁業集落排水事業会計予算	別冊

議案第28号	土地の処分に関し議決を求めることについて……………	50
議案第29号	釜石市民ホールの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて……………	51
議案第30号	釜石市老人福祉センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて……………	52
議案第31号	釜石市児童館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて……………	53
議案第32号	道の駅釜石仙人峠の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて……………	54
議案第33号	釜石情報交流センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて……………	55
議案第34号	釜石市民泊施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて……………	56
議案第35号	釜石市甲子林業センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて……………	57
議案第36号	釜石市栗橋地区基幹集落センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて……………	58
議案第37号	釜石市橋野地区多目的集会施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて……………	59
議案第38号	釜石大町駐車場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて……………	60
議案第39号	野田地区コミュニティ消防センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて……………	61
議案第40号	洞関地区コミュニティ消防センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて……………	62
議案第41号	一の渡地区コミュニティ消防センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて……………	63
議案第42号	大松地区コミュニティ消防センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて……………	64
議案第43号	松原地区コミュニティ消防センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて……………	65
議案第44号	松倉地区コミュニティ消防センターの指定管理者の指定に関し	

	議決を求めることについて……………	66
議案第45号	中妻北地区コミュニティ消防センターの指定管理者の指定に 関し議決を求めることについて……………	67
議案第46号	本郷地区コミュニティ消防センターの指定管理者の指定に 関し議決を求めることについて……………	68
議案第47号	釜石市過疎地域持続的発展計画を策定することに関し議決を 求めることについて……………	69
議案第48号	釜石市教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることにつ いて……………	70
議案第49号	釜石市固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求め ることについて……………	71
議案第50号	人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて……………	72
議案第51号	人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて……………	73

釜石市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準(第3条)

第2節 運営に関する基準(第4条―第32条)

第3章 雑則(第33条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業(特定乳児等通園支援(法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。))を行う事業をいう。以下同じ。)の運営に関する基準を定めるものとする。

(一般原則)

第2条 特定乳児等通園支援事業者(法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。)は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども(法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。)の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、特定教育・保育施設等(法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。)、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業(法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。)を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「特定乳児等通園支援事業所」という。)の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員(法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。)を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども(法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。)が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

(面談)

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談(映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。)を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者(法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。)から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定(以下この条において「乳児等支援給付認定」という。)を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等(法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。)の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する費用の額の受領)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領(法第30条の20第5項(法第30条の21第3項において準用する場合を含む。))の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。)を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額(法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。)の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該乳児等支援給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第22条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに特定乳児等通園支援の提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の特定乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による費用の額の支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業(法第59条第1号に規定する事業をいう。)その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設、地域型保育事業者(地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。))若しくは乳児等通園支援事業者(乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。))又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族(以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。)からの苦情

に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第18条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月20日提出

釜石市長 小 野 共

提 案 理 由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が令和6年6月12日に公布されたことにより、子ども・子育て支援法の一部が改正され、その一部が令和8年4月1日から施行されることに伴い、改正後の同法第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定により、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めようとするもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものである。

議案第4号

釜石市室内の遊び場条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、子どもたちが夢や希望をもって、豊かな心と生きる力を育むとともに、遊び場を核とした子育て世帯の交流の促進及び地域の賑わいの創出に資するため、天候に左右されず年間を通して安全・安心に遊ぶことができる釜石市室内の遊び場(以下「遊び場」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 遊び場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 釜石市室内の遊び場

位置 釜石市港町二丁目1番1号

(開館時間及び休館日)

第3条 遊び場の開館時間は、9時から17時までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、臨時に変更することができる。

2 遊び場は、無休とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、臨時に休館することができる。

(使用対象者)

第4条 遊び場を使用できる者は、次に掲げるものとする。

(1) 児童(8歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。)及びその保護者(児童の保護者又は同伴者であって18歳以上の者をいう。以下同じ。)

(2) その他市長が適当であると認める者

2 児童が遊び場を使用するときは、保護者が同伴しなければならない。

(占用の許可)

第5条 遊び場の全部又は一部を占有して使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、遊び場の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(占有者の範囲)

第6条 遊び場の全部又は一部を占有して使用できる者は、次に掲げるものとする。

(1) 遊び場を使用して子育てイベントを行う団体

(2) その他市長が適当であると認める者

(占有の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、遊び場の占有を許可しない。

(1) 公序良俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 施設、設備等を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあると認めるとき。

(3) その他市長が遊び場の管理上適当でないと認めるとき。

(占有許可の取消し)

第8条 市長は、第5条の許可を受けて遊び場の全部又は一部を占有して使用する者(以下「占有者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、遊び場の占有の許可を取り消し、又は占有を中止させることができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により占有していることが明らかになったとき。
- (2) 遊び場の管理及び運営に支障を来したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により占有の許可を取り消し、又は占有を中止させたことによって、占有者に損害を生じることがあっても、これに対して賠償する義務を負わない。

(使用料)

第9条 遊び場の使用料は、無料とする。

(禁止行為)

第10条 遊び場を使用する者又は占有者(以下「使用者等」という。)は、遊び場において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設、設備等を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- (2) 許可を受けないで物品の販売その他の商行為をすること。
- (3) 許可を受けないで寄附金等の募集、署名の収集その他これらに類する行為をすること。
- (4) 許可を受けないで印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。
- (5) その他遊び場の保全及び秩序維持のため、市長が禁止する行為をすること。

2 市長は、遊び場内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者の立入を禁止し、又はその者に対し、遊び場からの退去を命ずることができる。

(損害賠償義務)

第11条 使用者等は、自己の責めに帰すべき理由により遊び場の施設、設備等を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、市長の指示するところにより直ちに原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

令和8年2月20日提出

釜石市長 小 野 共

提 案 理 由

釜石市室内の遊び場の設置及び管理に関し必要な事項を定めようとするもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものである。

議案第5号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(釜石市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 釜石市水道事業の設置等に関する条例(昭和41年釜石市条例第38号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(昭和天皇の崩御に伴う釜石市職員の懲戒免除及び釜石市職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正)

第2条 昭和天皇の崩御に伴う釜石市職員の懲戒免除及び釜石市職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例(平成元年釜石市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員の賠償責任に基づく債務の免除) 第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条において準用する場合を含む。)の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和64年1月7日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。	(職員の賠償責任に基づく債務の免除) 第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条において準用する場合を含む。)の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和64年1月7日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(釜石市漁業集落排水事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 釜石市漁業集落排水事業の設置等に関する条例(平成27年釜石市条例第44号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により漁業集落排水事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により漁業集落排水事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意

を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(釜石市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 釜石市公共下水道事業の設置等に関する条例(平成27年釜石市条例第46号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

令和8年2月20日提出

釜石市長 小 野 共

提 案 理 由

地方自治法の一部を改正する法律が令和6年6月26日に公布され、その一部が令和8年9月24日から施行されることに伴い、関係条例を整理しようとするもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものである。

議案第6号

釜石市部等設置条例等の一部を改正する条例

(釜石市部等設置条例の一部改正)

第1条 釜石市部等設置条例(昭和47年釜石市条例第22号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第2条 部等の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市民生活部 ア・イ (略) <u>ウ 高齢者医療、福祉医療、国民健康保険及び国民年金に関する事項</u></p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>キ (略)</p> <p>ク (略)</p> <p>ケ (略)</p> <p>(3) 保健福祉部 ア・イ (略) (新設)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>第2条 部等の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市民生活部 ア・イ (略) (削る。)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>キ (略)</p> <p>ク (略)</p> <p>(3) 保健福祉部 ア・イ (略) <u>ウ 高齢者医療、福祉医療、国民健康保険及び国民年金に関する事項</u></p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(釜石市社会福祉審議会条例の一部改正)

第2条 釜石市社会福祉審議会条例(昭和47年釜石市条例第26号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(庶務)</p> <p>第7条 審議会の庶務は、保健福祉部<u>地域福祉課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第7条 審議会の庶務は、保健福祉部<u>地域包括ケア推進課</u>において処理する。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(釜石市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正)

第3条 釜石市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年釜石市条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第20条 審査会の庶務は、保健福祉部 <u>地域福祉課</u> _____において処理する。	(庶務) 第20条 審査会の庶務は、保健福祉部 <u>地域包括ケ ア推進課</u> において処理する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(釜石市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第4条 釜石市子ども・子育て会議条例(平成25年釜石市条例第38号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第8条 会議の庶務は、保健福祉部 <u>こども家庭課</u> _____において処理する。	(庶務) 第8条 会議の庶務は、保健福祉部 <u>こども家庭セ ンター</u> において処理する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月20日提出

釜石市長 小 野 共

提 案 理 由

組織機構の見直しに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものである。

釜石市行政手続条例の一部を改正する条例

釜石市行政手続条例(平成8年釜石市条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。</p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____によって行うことができる。</p> <p>_____</p> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。</p>

<p>2～4 (略)</p> <p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第15条第3項_____の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項_____中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、_____「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u> (同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>掲示を始めた</u>____日)の翌日)」と読み替えるものとする。</p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第29条 第15条第3項及び_____第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同項第3号</u>_____及び第4号」とあるのは「<u>同条第3号</u>_____」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第3項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する<u>第15条第3項後段</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>2～4 (略)</p> <p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第15条第3項<u>及び第4項</u>の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項<u>及び第4項</u>中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、<u>同項中</u>「_____とき」とあるのは「_____とき (同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>当該措置を開始した日</u>の翌日)」と読み替えるものとする。</p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第29条 第15条第3項及び<u>第4項並びに</u>第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、<u>同条第4項中</u>「<u>第1項第3号及び第4号</u>」とあるのは「<u>第28条第3号</u>」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第4項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する<u>第15条第4項後段</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の釜石市行政手続条例(以下この項において「新条例」という。)第15条第3項及び第4項(これらの規定を新条例第22条第3項(新条例第25条後段において準用する場合を含む。)及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

令和8年2月20日提出

釜石市長 小 野 共

提 案 理 由

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が令和5年6月16日に公布されたことにより、行政手続法の一部が改正され、令和8年5月21日から施行されることに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものである。

議案第8号

釜石市手数料条例の一部を改正する条例

釜石市手数料条例(平成12年釜石市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
手数料を徴収する事務	金額	手数料を徴収する事務	金額
1～20の2 (略)	(略)	1～20の2 (略)	(略)
20の3 建築基準法施行令 (昭和25年政令第338号) <u>第137条の12第6項</u> の規定に基づく既存の建築物の敷地等と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	(略)	20の3 建築基準法施行令 (昭和25年政令第338号) <u>第137条の12第11項</u> の規定に基づく既存の建築物の敷地等と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	(略)
20の4 建築基準法施行令 <u>第137条の12第7項</u> の規定に基づく既存の建築物の道路内の建築に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	(略)	20の4 建築基準法施行令 <u>第137条の12第12項</u> の規定に基づく既存の建築物の道路内の建築に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	(略)
21～67 (略)	(略)	21～67 (略)	(略)
備考 (略)		備考 (略)	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月20日提出

釜石市長 小 野 共

提 案 理 由

建築基準法施行令の一部を改正する政令が令和7年9月3日に公布され、一部の規定を除き、令和7年11月1日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものである。

議案第9号

釜石市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

釜石市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年釜石市条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)</u></p> <p>第9条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</p> <p><u>(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)</u></p> <p>第10条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(虐待等の防止)</u></p> <p>第13条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p><u>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</u></p> <p>第16条 <u>乳児等通園支援事業者</u>は、次の各号に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員</u></p> <p>(7) <u>乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項</u></p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p><u>(秘密保持等)</u></p> <p>第18条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、正当な</p>	<p><u>(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)</u></p> <p>第9条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</p> <p><u>(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)</u></p> <p>第10条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(虐待等の禁止)</u></p> <p>第13条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p><u>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</u></p> <p>第16条 <u>乳児等通園支援事業者</u>は、次の各号に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 利用定員</u></p> <p>(7) <u>乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の</u> <u>利用に当たっての留意事項</u></p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p><u>(秘密保持等)</u></p> <p>第18条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、正当な</p>

理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 (略)

第20条 (略)

2 (略)

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。))第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員

の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(職員の基準)

第22条 (略)

(新設)

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその

職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定さ

理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 (略)

第20条 (略)

2 (略)

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。))第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(職員の基準)

第22条 (略)

(設備及び職員の基準の特例)

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等

通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定さ

れるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

れるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月20日提出

釜石市長 小 野 共

提 案 理 由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が令和7年11月14日に公布され、令和8年4月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものである。

議案第10号

地方卸売市場釜石市魚市場条例の一部を改正する条例

地方卸売市場釜石市魚市場条例(平成24年釜石市条例第23号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 (施行期日) 1 ____ (略) (経過措置) 2 ____ (略) (新設) (準備行為) 3 ____ (略)	附 則 (施行期日) <u>第1条</u> (略) (使用料に関する特例) <u>第2条</u> (略) 2 <u>令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に係る第9条第1項から第3項までに規定する施設の使用料は、徴収しない。</u> (準備行為) <u>第3条</u> (略)
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月20日提出

釜石市長 小 野 共

提 案 理 由

近年の海洋環境の変化等に伴う主要魚種の水揚高の減少により、地方卸売市場釜石市魚市場の経営状況が著しく悪化し経営維持が困難な状況であることから、経営改善に係る負担軽減及び持続的な経営体制の確立を図るため、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものである。

釜石市建築物駐車施設条例の一部を改正する条例

釜石市建築物駐車施設条例(昭和53年釜石市条例第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、駐車場法(昭和32年法律第106号。以下「法」という。)第20条_____の規定に基づき、建築物における自動車の駐車のための施設(以下「駐車施設」という。)の附置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(駐車施設の附置)</p> <p>第3条 駐車場整備地区内において、別表第1の(イ)欄に掲げる用途に供する建築物で、同表(ウ)欄に定める規模のものを新築し、又は(ウ)欄の規模となる増築をし若しくは(ウ)欄の規模のものについて増築をしようとする者は、同表(エ)欄に定める基準により算定した規模以上の規模を有する駐車施設を、当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、特定用途(法第20条第1項に規定する特定用途をいう。以下同じ。)以下の用途(以下「非特定用途」という。)に供する建築物で市長が特に必要がないと認めたものについては、この限りでない。</p> <p>(新設)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、駐車場法(昭和32年法律第106号。以下「法」という。)第20条、第20条の2及び第20条の3の規定に基づき、建築物における自動車の駐車のための施設(以下「駐車施設」という。)の附置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)</p> <p>第3条 駐車場整備地区内において、別表第1の(ア)欄に定める面積が、(イ)欄に定める面積を超える建築物を新築しようとする者は、(ウ)欄に定める建築物の部分の床面積をそれぞれ(エ)欄に定める面積で除して得た数値を合計した数値(建築物の延べ面積(駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては屋外観覧席の部分の面積を含む。以下同じ。))が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に(オ)欄に定める式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。)の台数以上の規模を有する駐車施設を、当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、駐車場整備地区内において、特定用途(法第20条第1項に規定する特定用途をいう。以下同じ。)以外の用途(以下「非特定用途」という。)に供する建築物で、市長が特に必要がないと認めたものについては、この限りでない。</p> <p>(建築物の新築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置)</p> <p>第3条の2 駐車場整備地区内において、特定用途に供する部分の床面積及び戸数(共同住宅の用途に限る。以下この条において同じ。)が、別表</p>

第2の(ア)欄に定める面積及び戸数を超える建築物を新築しようとする者は、(イ)欄に定める建築物の部分の床面積(共同住宅の用途においては戸数)をそれぞれ(ウ)欄に定める面積(共同住宅の用途においては戸数)で除して得た数値を合計した数値(建築物の延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に(エ)欄に定める式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。)の台数以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設を、当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、当該建築物の敷地の面積が1,000平方メートルを下回る場合、建築物内の荷さばきのための駐車施設の有効利用に資する取組が行われる場合又は共同で荷さばきを行うための駐車施設の計画的な整備及び活用その他の代替措置により本条による荷さばきの為の駐車施設の整備と同等以上の効力があると市長が認める場合においては、この限りでない。

(建築物の新築の場合の自動二輪車のための駐車施設の附置)

第3条の3 駐車場整備地区内において、特定用途に供する部分の床面積が別表第3の(ア)欄に定める面積を超える建築物を新築しようとする者は、(イ)欄に定める建築物の部分の床面積をそれぞれ(ウ)欄に定める面積で除して得た数値を合計した数値(建築物の延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に(エ)欄に定める式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。)の台数以上の規模を有する自動二輪車のための駐車施設を、当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

(大規模な事務所の特例に係る大規模低減)

第4条 前3条の規定にかかわらず、床面積が10,000平方メートルを超える事務所の用途に供する部分を有する建築物にあつては、当該事

(新設)

(混合用途建築物の場合)

第4条 駐車場整備地区内において、特定部分(法第20条第1項に規定する特定部分をいう。以下同じ。)及び非特定用途に供する部分(以下「非

特定部分」という。)を有する建築物(以下「混合用途建築物」という。)は、その全部を特定用途に供する建築物とみなし、前条の規定を適用する。この場合においては、特定部分の延べ面積と非特定部分の延べ面積に3分の2を乗じて得た面積との合計をその建築物の延べ面積とする。

(新設)

(建築物の用途変更の場合の駐車施設の附置)

第5条 駐車場整備地区内において、建築物の部分の用途の変更(以下「用途変更」という。)で、当該用途の変更により特定部分の延べ面積が、別表第2の(イ)欄に掲げる規模となるものために大規模の修繕又は大規模の模様替(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第14号又は第15号に規定するものをいう。以下同じ。)をしようとする者、又は特定部分の延べ面積が同表(イ)欄に掲げる規模を有する建築物の用途変更で、当該用途変更により特定部分の延べ面積が増加することとなるものために大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする者は、同表(ウ)欄に定める基準により算定した規模以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

(駐車施設の構造等)

第7条 第3条から前条までの規定により附置する駐車施設は、自動車の駐車のために供する部分の規模を駐車台数1台につき幅2.5メートル以上、奥行6メートル以上とし、自動車が有効に駐

務所の用途に供する部分の床面積のうち、10,000平方メートルを超え50,000平方メートルまでの部分の床面積に0.7を、50,000平方メートルを超え100,000平方メートルまでの部分の床面積に0.6を、100,000平方メートルを超える部分の床面積に0.5をそれぞれ乗じたものの合計に10,000平方メートルを加えた面積を当該用途に供する部分の床面積とみなして、同条の規定を適用する。

(大規模な共同住宅の特例に係る大規模低減)

第4条の2 第3条の2の規定にかかわらず、戸数が400戸を超える共同住宅の用途に供する部分を有する建築物にあつては、当該共同住宅の戸数のうち、400戸を超え800戸までの部分の戸数に0.5を、800戸を超える部分の戸数に0.25をそれぞれ乗じたものの合計に400戸を加えた戸数を当該共同住宅の戸数とみなして、同条の規定を適用する。

(建築物の増築又は用途変更の場合の駐車施設の附置)

第5条 建築物を増築しようとする者又は建築物の部分の用途の変更で、当該用途の変更により特定部分が増加することとなるものために法第20条の2に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする者は、当該増築又は用途の変更後の建築物を新築した場合において、第3条から前条までの規定により附置しなければならない駐車施設の規模から、当該増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合において、これらの規定により附置しなければならない駐車施設の規模を減じた規模の駐車施設を、当該増築若しくは用途の変更に係る建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

(駐車のために供する部分の規模)

第7条 第3条又は第4条から第5条までの規定により附置しなければならない駐車施設のうち自動車の駐車のために供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅2.3メートル以上、奥行5メー

車し、かつ、出入することができるものとしなければならない。

- 2 前項の規定は、特殊な形態の駐車施設又は特殊な装置を用いる駐車施設で、自動車が有効に駐車し、かつ、出入できると市長が認めるものについては適用しない。

トル以上とし、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第3条又は第4条から第5条までの規定により附置しなければならない駐車施設の台数(以下、この項において「附置義務台数」という。)に0.3を乗じて得た台数(小数点以下の端数がある場合は、切り上げるものとする。)に係る自動車の駐車用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅2.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない。かつ、そのうち少なくとも次の各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に定める数については、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する利用居室までの経路ができるだけ短くなる位置に設置される車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車椅子使用者用駐車施設」という。)として、駐車台数1台につき幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上、はり下の高さ2.3メートル以上としなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合においては、この限りでない。

(1) 附置義務台数が200以下の場合 当該台数に100分の2を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)

(2) 附置義務台数が200を超える場合 当該台数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に2を加えた数

- 3 第3条の2又は第4条から第5条までの規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設のうち自動車の駐車用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅3メートル以上、奥行7.7メートル以上、はり下の高さ3.2メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、出入りさせることができるものでなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状

該駐車施設の_____目的に適合するように管理しなければならない。

(新設)

(新設)

当該駐車施設をその目的に適合するように管理しなければならない。

2 第7条の2の規定により特殊の装置を用いる駐車施設の所有者又は管理者は、当該特殊の装置の保守点検を定期的に行わなければならない。

(既存建築物における駐車施設等)

第11条の2 第3条から第5条までの規定により設置された駐車施設(第8条第1項の規定により建築物又はその敷地内に附置したものとみなされる駐車施設を含む。)の所有者又は管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該駐車施設の台数について、必要とされる台数を確保した上で、当該駐車施設の台数を減じ、全部若しくは一部の位置を変更することができる。

(1) 駐車施設の利用状況に応じて、附置した駐車施設と異なる規模の駐車施設(自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第2条第2号に規定する自転車等の駐車のための施設を含む。)を設置するために、市長が定める範囲で、駐車施設の台数を減じる場合

(2) 前号に定めるもののほか、市長が当該駐車施設の台数を減じ、又は当該駐車施設の全部若しくは一部の位置を変更することに支障がないと認める場合

2 前項第1号の適用を受ける場合は、あらかじめ規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

3 第1項の適用を受けた駐車施設については、前条の規定を準用する。

別表第1

(ア)	地区	駐車場整備地区	
(イ)	建築物の用途	その建築物の全部を特定用途に供するもの	その建築物の全部を非特定用途に供するもの
(ウ)	建築物の規模	延べ面積(駐車施設の用途に供する部分の床面積を除く。以下同	延べ面積が3,000平方メートルをこえるもの

別表第1(第3条関係)

(ア)	特定用途(共同住宅を除く。)に供する部分の床面積と共同住宅及び非特定用途に供する部分の床面積に0.5を乗じて得たものとの合計			
(イ)	1,000平方メートル			
(ウ)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	特定用途(百貨店その他の店	共同住宅及び非特定用途に

		じ。)が1,000平方メートルをこえるもの	
(エ)	駐車施設の規模の基準	延べ面積が1,000平方メートルをこえる部分(延べ面積が1,000平方メートルをこえる建築物について増築する場合には、その増築にかかる部分)の面積に対して、200平方メートルまでごとに1台	延べ面積が3,000平方メートルをこえる部分(延べ面積が3,000平方メートルをこえる建築物について増築する場合には、その増築にかかる部分)の面積に対して、400平方メートルまでごとに1台

別表第2

(ア)	地区	駐車場整備地区
(イ)	建築物の規模	特定部分の延べ面積が1,000平方メートルをこえるもの
(ウ)	駐車施設の規模の基準	特定部分の延べ面積が1,000平方メートルをこえる建築物について、当該用途変更により特定部分の延べ面積が増加する場合には、その増加する部分)の面積に対して、200平方メートルまでごとに1台

	る部分		舗、事務所及び共同住宅を除く。)に供する部分	供する部分
(エ)	150平方メートル	200平方メートル	200平方メートル	450平方メートル
(オ)	$1 - (1,000 \text{ 平方メートル} \times (6,000 \text{ 平方メートル} - \text{延べ面積})) / (6,000 \text{ 平方メートル} \times (\text{ア欄に定める面積} - 1,000 \text{ 平方メートル} - \text{延べ面積}))$			

備考

- 1 (ア)欄に規定する部分及び(ウ)欄に定める部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。
- 2 (オ)欄に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含む。

別表第2(第3条の2関係)

(ア)	2,000平方メートル				2,000平方メートルかつ50戸以上
(イ)	百貨店の店舗に供する部分	事務所の用途に供する部分	倉庫の用途に供する部分	特定用途(百貨店の店舗、事務所、倉庫及び共同住宅を除く。)に供する部分	共同住宅の用途に供する部分
(ウ)	3,000平方メートル	5,000平方メートル	1,500平方メートル	4,000平方メートル	100戸
(エ)	$1 - ((6,000 \text{ 平方メートル} - \text{延べ面積}) / 2 \times$				

(新設)	延べ面積)
	備考
	1 (イ)欄に定める部分は、 <u>駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。</u>
	2 (エ)欄に規定する延べ面積は、 <u>駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含む。</u>
	別表第3(第3条の3関係)
	(ア) 1,000平方メートル
	(イ) 百貨店その他の店 特定用途(百貨店その 舗の用途に供する 他の店舗及び共同住宅 部分 を除く。)に供する部分
	(ウ) 3,000平方メートル 8,000平方メートル
	(エ) $1 - ((1,000 \text{平方メートル} \times (6,000 \text{平方メートル} - \text{延べ面積})) / 5,000 \text{平方メートル} \times$ <u>延べ面積)</u>
	備考
1 (イ)欄に定める部分は、 <u>駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。</u>	
2 (エ)欄に規定する延べ面積は、 <u>駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含む。</u>	
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は用途変更の工事に着手した者については、第3条の2、第7条第2項及び第3項の規定は適用しない。

令和8年2月20日提出

釜石市長 小 野 共

提 案 理 由

駐車場法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月7日に公布され、令和8年4月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものである。

議案第12号

釜石市改良住宅管理条例の一部を改正する条例

釜石市改良住宅管理条例(平成9年釜石市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(一般入居者の資格)</p> <p>第8条 第6条及び前条の場合において、改良住宅に入居することができる者は、次の各号(釜石市営住宅条例第5条第2項に規定する老人等にあつては第2号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあつては第3号から第5号まで)の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。_____</p> <p>_____</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(一般入居者の資格)</p> <p>第8条 第6条及び前条の場合において、改良住宅に入居することができる者は、次の各号(釜石市営住宅条例第5条第2項に規定する老人等にあつては第2号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあつては第3号から第5号まで)の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。<u>ただし、市長が別に指定する改良住宅への入居については、この限りでない。</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月20日提出

釜石市長 小 野 共

提 案 理 由

改良住宅における同居親族に関する要件の一部を緩和するため、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものである。

議案第13号

釜石市営住宅条例の一部を改正する条例

釜石市営住宅条例(平成9年釜石市条例第23号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入居者資格)</p> <p>第5条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人等にあつては第2号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等並びに福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第27条に規定する特定帰還者及び同法第39条に規定する居住制限者にあつては第3号から第5号まで)の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。 _____</p> <p>_____</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項第2号アに規定する「入居者が身体障害者である場合等」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合</u></p>	<p>(入居者資格)</p> <p>第5条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人等にあつては第2号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等並びに福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第27条に規定する特定帰還者及び同法第39条に規定する居住制限者にあつては第3号から第5号まで)の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。<u>ただし、市長が別に指定する市営住宅への入居については、この限りでない。</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項第2号アに規定する「入居者が身体障害者である場合等」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月20日提出

釜石市長 小 野 共

提 案 理 由

市営住宅における同居親族に関する要件等の一部を緩和するため、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものである。

議案第14号

釜石市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

釜石市水道事業の設置等に関する条例(昭和41年釜石市条例第38号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(経営の基本) 第2条 (略) 2 (略) 3 給水人口は、 <u>33,220人</u> とする。 4 1日最大給水量は、 <u>15,890立方メートル</u> とする。	(経営の基本) 第2条 (略) 2 (略) 3 給水人口は、 <u>27,340人</u> とする。 4 1日最大給水量は、 <u>13,800立方メートル</u> とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月20日提出

釜石市長 小 野 共

提 案 理 由

岩手県が実施する佐須の沢砂防事業に伴い佐須地区の取水施設等に移設するに当たり、水道法第10条第1項第1号及び水道法施行規則第7条の2の規定に基づき、事業の変更(軽微な変更)を国に届け出る必要があることから、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものである。

議案第15号

釜石市水道事業給水条例の一部を改正する条例

釜石市水道事業給水条例(平成9年釜石市条例第24号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(工事の施行)</p> <p>第8条 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者(法第25条の3の2第1項に規定する指定の更新を受けないことにより失効となった者を除く。以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者 _____ が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に市長の工事検査を受けなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(工事の施行)</p> <p>第8条 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者(法第25条の3の2第1項に規定する指定の更新を受けないことにより失効となった者を除く。以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。)又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者(次項においてこれらの者を「他の市町村長等」と総称する。)が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者 <u>又は他の市町村長等</u>が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に市長の工事検査を受けなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月20日提出

釜石市長 小 野 共

提 案 理 由

災害その他非常の場合における給水装置工事の施行について、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事の実施を可能とするため、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものである。

議案第16号

釜石市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例

釜石市青少年問題協議会設置条例(昭和33年釜石市条例第21号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月20日提出

釜石市長 小 野 共

提 案 理 由

青少年を取り巻く社会環境の変容により、青少年が抱える課題が複雑・多様化していることから、対応の在り方を見直すことに併せて釜石市青少年問題協議会を廃止することに伴い、条例を廃止しようとするもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものである。

議案第17号

釜石市少年補導施設に関する条例を廃止する条例

釜石市少年補導施設に関する条例(昭和40年釜石市条例第4号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月20日提出

釜石市長 小 野 共

提 案 理 由

少年を取り巻く社会環境の変容により、少年補導施設の設置目的に対して現在の状況が大きく変化していることから、対応の在り方を見直すことに併せて釜石市少年補導施設を廃止することに伴い、条例を廃止しようとするもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものである。

議案第28号

土地の処分に関し議決を求めることについて

次のとおり市有地を処分することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年釜石市条例第15号)第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 処分の目的

国土交通省東北地方整備局南三陸沿岸国道事務所の庁舎用地に供するため

2 処分する土地の概要

所在	地目	処分面積	備考
鵜住居町第12地割44番7	宅地	2,595.81㎡	全筆
鵜住居町第13地割1番4	宅地	3,645.08㎡	分筆
計		6,240.89㎡	

3 処分価格

66,153,434円

4 相手方

国土交通省東北地方整備局南三陸沿岸国道事務所長

5 処分の方法

売払い

令和8年2月20日提出

釜石市長 小野 共

提案理由

国土交通省東北地方整備局南三陸沿岸国道事務所の庁舎用地に供するため、市有地を処分しようとするもので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものである。

議案第29号

釜石市民ホールの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり釜石市民ホールの指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称
釜石市民ホール
- 2 団体の名称
釜石まちづくり株式会社
- 3 期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

令和8年2月20日提出

釜石市長 小 野 共

提 案 理 由

釜石市民ホールの指定管理者に釜石まちづくり株式会社を指定しようとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議案第30号

釜石市老人福祉センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり釜石市老人福祉センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称
釜石市老人福祉センター
- 2 団体の名称
社会福祉法人釜石市社会福祉協議会
- 3 期間
令和8年4月1日から令和12年3月31日まで

令和8年2月20日提出

釜石市長 小 野 共

提 案 理 由

釜石市老人福祉センターの指定管理者に社会福祉法人釜石市社会福祉協議会を指定しようとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議案第31号

釜石市児童館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり釜石市児童館の指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 公の施設の名称

釜石市鶉住居児童館
釜石市唐丹児童館
釜石市栗林児童館
釜石市上中島児童館

2 団体の名称

社会福祉法人釜石市社会福祉協議会

3 期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

令和8年2月20日提出

釜石市長 小 野 共

提 案 理 由

釜石市児童館の指定管理者に社会福祉法人釜石市社会福祉協議会を指定しようとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議案第32号

道の駅釜石仙人峠の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり道の駅釜石仙人峠の指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称
道の駅釜石仙人峠
- 2 団体の名称
釜石振興開発株式会社
- 3 期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和8年2月20日提出

釜石市長 小 野 共

提 案 理 由

道の駅釜石仙人峠の指定管理者に釜石振興開発株式会社を指定しようとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議案第33号

釜石情報交流センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり釜石情報交流センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称
釜石情報交流センター
- 2 団体の名称
釜石まちづくり株式会社
- 3 期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

令和8年2月20日提出

釜石市長 小 野 共

提 案 理 由

釜石情報交流センターの指定管理者に釜石まちづくり株式会社を指定しようとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議案第34号

釜石市民泊施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり釜石市民泊施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称
釜石市民泊施設
- 2 団体の名称
株式会社かまいしDMC
- 3 期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

令和8年2月20日提出

釜石市長 小 野 共

提 案 理 由

釜石市民泊施設の指定管理者に株式会社かまいしDMCを指定しようとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議案第35号

釜石市甲子林業センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり釜石市甲子林業センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称
釜石市甲子林業センター
- 2 団体の名称
大畑町内会
- 3 期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和8年2月20日提出

釜石市長 小 野 共

提 案 理 由

釜石市甲子林業センターの指定管理者に大畑町内会を指定しようとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議案第36号

釜石市栗橋地区基幹集落センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり釜石市栗橋地区基幹集落センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称
釜石市栗橋地区基幹集落センター
- 2 団体の名称
澤田新生会
- 3 期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和8年2月20日提出

釜石市長 小 野 共

提 案 理 由

釜石市栗橋地区基幹集落センターの指定管理者に澤田新生会を指定しようとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議案第37号

釜石市橋野地区多目的集会施設の指定管理者の指定に関し議決を求めること
について

次のとおり釜石市橋野地区多目的集会施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称
釜石市橋野地区多目的集会施設
- 2 団体の名称
橋野町振興協議会
- 3 期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和8年2月20日提出

釜石市長 小 野 共

提 案 理 由

釜石市橋野地区多目的集会施設の指定管理者に橋野町振興協議会を指定しようとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議案第38号

釜石大町駐車場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり釜石大町駐車場の指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称
釜石大町駐車場
- 2 団体の名称
釜石まちづくり株式会社
- 3 期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

令和8年2月20日提出

釜石市長 小 野 共

提 案 理 由

釜石大町駐車場の指定管理者に釜石まちづくり株式会社を指定しようとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議案第39号

野田地区コミュニティ消防センターの指定管理者の指定に関し議決を求める
ことについて

次のとおり野田地区コミュニティ消防センターの指定管理者を指定することについて、
地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 公の施設の名称

野田地区コミュニティ消防センター

2 団体の名称

北野田町内会

3 期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和8年2月20日提出

釜石市長 小 野 共

提 案 理 由

野田地区コミュニティ消防センターの指定管理者に北野田町内会を指定しようとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議案第40号

洞関地区コミュニティ消防センターの指定管理者の指定に関し議決を求める
ことについて

次のとおり洞関地区コミュニティ消防センターの指定管理者を指定することについて、
地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 公の施設の名称

洞関地区コミュニティ消防センター

2 団体の名称

洞関町内会

3 期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和8年2月20日提出

釜石市長 小 野 共

提 案 理 由

洞関地区コミュニティ消防センターの指定管理者に洞関町内会を指定しようとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議案第41号

一の渡地区コミュニティ消防センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり一の渡地区コミュニティ消防センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 公の施設の名称

一の渡地区コミュニティ消防センター

2 団体の名称

一の渡町内会

3 期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和8年2月20日提出

釜石市長 小 野 共

提 案 理 由

一の渡地区コミュニティ消防センターの指定管理者に一の渡町内会を指定しようとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議案第42号

大松地区コミュニティ消防センターの指定管理者の指定に関し議決を求める
ことについて

次のとおり大松地区コミュニティ消防センターの指定管理者を指定することについて、
地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 公の施設の名称

大松地区コミュニティ消防センター

2 団体の名称

大松町内会

3 期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和8年2月20日提出

釜石市長 小 野 共

提 案 理 由

大松地区コミュニティ消防センターの指定管理者に大松町内会を指定しようとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議案第43号

松原地区コミュニティ消防センターの指定管理者の指定に関し議決を求める
ことについて

次のとおり松原地区コミュニティ消防センターの指定管理者を指定することについて、
地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 公の施設の名称

松原地区コミュニティ消防センター

2 団体の名称

松原町内会

3 期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和8年2月20日提出

釜石市長 小 野 共

提 案 理 由

松原地区コミュニティ消防センターの指定管理者に松原町内会を指定しようとするもの
で、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議案第44号

松倉地区コミュニティ消防センターの指定管理者の指定に関し議決を求める
ことについて

次のとおり松倉地区コミュニティ消防センターの指定管理者を指定することについて、
地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 公の施設の名称

松倉地区コミュニティ消防センター

2 団体の名称

松倉町内会

3 期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和8年2月20日提出

釜石市長 小 野 共

提 案 理 由

松倉地区コミュニティ消防センターの指定管理者に松倉町内会を指定しようとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議案第45号

中妻北地区コミュニティ消防センターの指定管理者の指定に関し議決を求め
ることについて

次のとおり中妻北地区コミュニティ消防センターの指定管理者を指定することについて、
地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 公の施設の名称

中妻北地区コミュニティ消防センター

2 団体の名称

中妻北地区コミュニティ消防センター管理運営委員会

3 期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和8年2月20日提出

釜石市長 小 野 共

提 案 理 由

中妻北地区コミュニティ消防センターの指定管理者に中妻北地区コミュニティ消防センター管理運営委員会を指定しようとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議案第46号

本郷地区コミュニティ消防センターの指定管理者の指定に関し議決を求める
ことについて

次のとおり本郷地区コミュニティ消防センターの指定管理者を指定することについて、
地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 公の施設の名称

本郷地区コミュニティ消防センター

2 団体の名称

本郷町内会

3 期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和8年2月20日提出

釜石市長 小 野 共

提 案 理 由

本郷地区コミュニティ消防センターの指定管理者に本郷町内会を指定しようとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議案第47号

釜石市過疎地域持続的発展計画を策定することに関し議決を求めることについて

釜石市過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり策定することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第8条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月20日提出

釜石市長 小 野 共

提 案 理 由

釜石市過疎地域持続的発展計画について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条の規定に基づき計画を策定しようとするもので、同条第1項の規定により提案するものである。

議案第48号

釜石市教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を釜石市教育委員会の委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

氏名 さい 齊 とう 藤 あつ 敦 こ 子

令和8年2月20日提出

釜石市長 小 野 共

議案第49号

釜石市固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて

次の者を釜石市固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

氏名	たけ 竹	ざわ 澤	たかし 隆
----	---------	---------	----------

令和8年2月20日提出

釜石市長 小 野 共

議案第50号

人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者に推薦することについて、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

氏名 しら かわ えりこ
 白 川 英里子

令和8年2月20日提出

釜石市長 小 野 共

議案第51号

人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者に推薦することについて、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

氏名	ふじ 藤	わら 原	やす 安
----	---------	---------	---------

令和8年2月20日提出

釜石市長 小 野 共